

令和8年度

物価高騰対応重点支援地方交付金活用事業
東秩父村住宅用防犯対策

補助金を

ご利用ください！

東秩父村では犯罪を未然に防ぐため、村内の住宅において防犯対策機器を購入及び設置した方に対し、村が費用の一部を補助します。

※令和8年10月1日以降に購入したものに限りです。

※詳細については村ホームページでもご確認ください。

対象機器

- ①防犯カメラ（自宅撮影目的）
- ②屋外人感センサーライト
- ③モニター付きインターホン
- ④センサーアラーム
- ⑤防犯フィルム
- ⑥防犯錠
- ⑦防犯砂利
- ⑧面格子
- ⑨詐欺被害防止電話機器
- ⑩その他、村長が認める防犯対策機器

補助金額

上限 20,000円
(対象機器を購入及び設置した費用の1/2以内)

※申請は **1住宅につき1回**のみ

※予算上限に到達した場合、受付を終了することもあります。

申請に必要なものなど、詳細は裏面をご確認ください。

東秩父村役場総務課 ※詳細は下記までお問合せください



0493-82-1221

午前8時30分～午後5時15分
(土日祝日を除く)

村HP▼



対象者	村内在住の自らが住む住宅に防犯対策機器を購入及び設置した人
申請に必要なもの	申請書（村ホームページまたは窓口配布）
	領収書またはレシートの原本 （購入日または設置日・購入業者名または設置業者名・購入者名・購入品名または設置工事の内容・購入費または設置費の金額の確認できるもの）
	メーカー・品番の確認書類 （取扱説明書・保証書など）
	設置状況が分かる写真 ※印刷したもの （家の外観全体と設置場所）
	申請者の本人確認書類 （マイナンバーカード、運転免許証など）
	振込先の通帳などの写し （銀行、支店、氏名が分かるもの）
	住宅（共同住宅を除く）を借りている場合：契約書の写しなど
	二世帯住宅の場合：図面の写しなど
申請期限	令和9年2月26日（金）必着



注意点

- ・未使用品、中古品（個人間売買等で購入した場合）は補助対象外
- ・送料、ポイントなどの値引き分は補助金の対象外
- ・補助金額の計算は
（例）39,500円 $\times$ 1/2=19,750円
→「補助金額19,000円」
- ※1,000円未満は切り捨て
- ・同一世帯内に村税等を滞納している人がいる場合、交付できません。